

此等議の解決する迄今後會社の都合により代表を否認
 することなしと回答しました最後に會社の意見と先方の主
 張と何れが正しきかにつき、警視廳其他の判定を仰ぐことの
 提議がありましたたが會社の正義方針が既に確定して
 居るから第三者の判定に委ぬる必要なしと認め結局
 之を断りました尚解雇せられたる者が解雇に關し會社
 の説明を尤むるならば別個に三名以内の代表者を選び
 會見を申し込まれたいと附言して置きました

八月七日

株式會社新潟鐵工所

株式會社新潟鐵工所
 電話丸の内(一)九六九
 九三九七

職工解雇手當規則

第一條 當會社定備職工ニシテ勤續滿六ヶ月以上ノ者當會社ノ都合ニヨリ
 解雇スルトキハ左記ノ解雇手當ヲ支給ス但シ豫告手當ヲ含マズ

- 一 勤續滿六ヶ月以上滿一ヶ年未滿ノ者 十五日分以内
- 二 勤續滿一ヶ年以上一ヶ年未滿ノ者 二十日分
- 三 勤續滿一ヶ年以上滿五ヶ年未滿ノ者 一ヶ年ヲ増ス毎十日分ヲ加給ス
- 四 勤續滿五ヶ年以上二十五年迄ノ者 一ヶ年ヲ増ス毎十五日分ヲ加給ス
- 五 在ノ場合ニハ前條ノ金額ヲ支給ス
- 六 死亡ノ場合
- 七 疾病ニ因リ業務ニ堪ヘスト認メ退職ヲ許可シタル場合
- 八 勤續滿三ヶ年以上ノ者左ノ場合ニハ在職中ノ勤勞ヲ銓衡シ第一
 條所定額ノ三分ノ一乃至二分ノ一ヲ支給ス
- 九 年齢五十五歳ニ達シタル後退職スル場合

此等議の解決する迄今後會社の都合により代表を否認